

施設使用料を改定します

【担当課】 **2**5654 - 8119 財政課

区では、集会施設などさまざまな施設を運営し、多くの区民の皆さんに利用していただいています。 施設の運営費の一部となる施設使用料は、社会情勢の変化や維持管理の見直しなどを反映させた形で、 4年ごとの定期的な見直しを行っています。

改定に当たっては、施設の維持管理経費などを基に、一定の原価計算を行っています。

利用者の方の急激な 負担増にならないよ う配慮しました

現行料金から新料金への 改定率の上限を、原則とし て1.3倍とするなど必要な 調整を行いました。

改定後の新料金の適用時期

新小岩創業支援施設使用料(駐車場)と区民農園使用料 【適用時期】 平成28年4月1日以降の施設利用分から

ただし、利用日が4月1日以降でも、3月31日までに使用承 認の手続きを済ませたものは、改定前の使用料を適用します。 ●上記以外の施設使用料

【適用時期】 平成28年10月1日以降の施設利用分から

今後もサービス向上に努めます

今回の見直しでは、午後の使用区分を午後 (1)、午後(2)へ細分化するとともに、通し で利用できる午後(全)の区分を設けました。 区民の皆さんに親しまれる施設として、

層のサービス向上に努めます。改定へのご理 解とご協力をお願いします。

各施設使用料の新旧対照表(主な使用区分を抜粋) この他の施設使用料については、各施設にお問い合わせください。区ホームページからもご覧になれます。 単位は円表記です

				+ 12.0	191 135 UC C 3		
쇼C .1. '브 소리 ** + + + 쇼 +	r I U A 2 W _ L 1 示 L L = 0.						
新小岩創業支援	也記文			区民農園			
	使用区分	新料金	旧料金		使用区分	新料金	旧料金
駐車場	月額	8, 600	8, 100	区民農園	月額	900	700
		_ 亚成28年1	10日1日1718/	の施設利用分も			
A =====							
金町地区センタ-	-			消費生活センタ	_		

並可地区センメー					
	使用区分	新料金	旧料金		
ホール	平日の夜間(午後6~9時)	5, 900	6, 300		
ホール	土・日曜日、祝日の全日(午前9時~午後9時)	15, 200	16, 300		
	午前(午前9時~正午)	600	500		
	午後(1)(午後1~3時)	350	ı		
会議室	午後(2)(午後3時30分~5時30分)	350	ı		
	夜間(午後6~9時)	900	800		
	全日(午前9時~午後9時)	1,800	1, 700		

水元集い交流館			
	使用区分	新料金	旧料金
会議室	午後(午後1~5時)	1,000	900
たつみ憩い交流的			

	使用区分	新料金	旧料金
大広間	全日(午前9時~午後9時)	800	1, 000
亀有学び交流館			
	使用区分	新料金	旧料金

	使用区分	新料金	旧料金
	午前(午前9時~正午)	1, 200	900
	午後(1)(午後1~3時)	650	ı
スポーツ室	午後(2)(午後3時30分~5時30分)	650	ı
	夜間(午後6~9時)	1, 700	1, 800
	全日(午前9時~午後9時)	3, 400	3, 300
E / E & W. W			

男女平等推進センター					
	使用区分	新料金	旧料金		
	午後(1)(午後1~3時)	1, 400	_		
多目的ホール	午後(2)(午後3時30分~5時30分)	1, 400	_		
	全日(午前9時~午後9時30分)	6, 300	5, 600		

	使用区分	新料金	旧料金
	午後(1)(午後1~3時)	250	ı
消費者学習室	午後(2)(午後3時30分~5時30分)	250	ı
	夜間(午後6時~9時30分)	600	700

丁尔斯 伊斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯斯					
	使用区分	新料金	旧料金		
	午後(1)(午後1~3時)	650	_		
卓球室(貸切)	午後(2)(午後3時30分~5時30分)	650	_		
	全日(午前9時~午後9時30分)	3, 600	3, 400		

かつしかボランティアセンター					
	使用区分	新料金	旧料金		
	午後(1)(午後1~3時)	300	_		
活動室	午後(2)(午後3時30分~5時30分)	300	_		
	夜間(午後6時~9時30分)	700	800		

	indicate in the second of the					
かつしかエコライフプラザ						
	使用区分	新料金	旧料金			
	午前(午前9時~正午)	600	500			
研修室	午後(1)(午後1~3時)	450	ı			

午後(2)(午後3時30分~5時30分)

郷土と天文の博物館					
	使用区分	新料金	旧料金		
	午後(1)(午後1~3時)	1, 400	_		
講堂	午後(2)(午後3時30分~5時30分)	1, 400	_		
	夜間(午後6~9時)	2, 900	3, 100		

※午後の使用区分を細分化する施設は、午後を通しで使用できる午後(全)もあります。 時間は午後(1)の始まりから午後(2)の終わりまでで、料金は午後(1)と午後(2)を合算した金額となります。

れます。 関わり、神の使いで神聖 至ります。 いたことから、 経寺でも神様の使いの び付いた地名だと考えら な存在として崇められて は昔から山王信仰と深く ことが注目されます。 わっていませんが、 を表しています。 て水元公園内の山王台に ついては定かなことは伝 したりする三叉状の場所 日枝神社が鎮座していた 彫刻が多く飾られてい (侯)と信仰(猿)とが結 「猿俣」の一 川が分流したり合流 柴又の帝釈天題 俣 について 土地の状 。「猿に 猿 猿

住民

、郷土と天文の博物館 けの縁起物である「

でしょうか。 猿を弾いてみては 新年の柴又詣での帰りに の厄を落としたい方は、 て知られています。 にちなんだ柴又土産とし 物として、帝釈天題経寺 んだ物です。 はじき猿」を買い求め、 「はじき猿」 という厄除けの縁起 は 「厄を弾 いかが 旧年

長別住

税額控除の延完借入金等特

(担当課)

税務課

☎(5654)⊗550

ますが、 た地名がありました。江 地域に分割され、 明治22年に「水元村」に統 倉時代に「猿俣」と呼ばれ 行われた住居表示によっ 合されます。 水元猿町」として復活し 猿ヶ又村」と表記され、 時代には 現在の水元地域には 西水元・水元などの 昭和38~5年に 猿ヶ俣村 昭和7年に 現在に

帝釈天の紋である雷菱まました。猿や竹の細工、 で全て手作りで、一 彫刻店では、 る柴又帝釈天参道の園 モチーフにした柴又の 尊ばれてきました。 本しか作られな うます。 その神様の使いの猿を 玩具に[はじき猿]があ 「はじき猿」を作り始 製作販売して 90年程前か 17 一の込 41 田

平成28年は申年です。 」と同意語とされ 日蓮上人が自ら彫ったと 帝釈天題経寺では

申は

葛飾の話を紹介します。

ており、「猿」にまつわる

われる板本尊が「庚申

450

か

200

U

か

0

暮らしと文化

182

猿

俣

とはじき猿

内容については広告主にお問い合わせください。■

区民のための健康増進講演会

て猿が神様の使いとし なり、「庚申」にあやか の日に発見されて縁日と

年間 平成25年度税制改正で、 直し 別徴収制度の 的年金からの 徴収税額の平準化

税額の増減を生じさせる

であり、税負担となる年

ものではありません。

いて、 から平 期限が平成29年12月31日 入金等 れました。 居住年月日の適用 成31年6月30日に 特別税額控除につ

税における住宅借 こととされました。 ※本改正は、仮特別徴収 月1日以後に実施する年 1に相当する額とする」 合算額(年税額)の2分の 年度分の公的年金等に係 税額 (仮徴収税額)を「前 税額 (仮徴収税額)の算定 金特別徴収から る所得割額と均等割額の を図るため、仮特別徴収 方法の見直しを行うもの 【適用時期】 平成28年10

の田民党と

手

「自分の健康は自分で守る」 ●日時 平成28年3月12日(土) ● 会 場 葛飾区医師会館 3階

午後2時~3時30分

第20回

葛飾区立石5-15-12 電話(03)3691-8536 入場無料·予約不要 定員150名

※車でのご来場はご遠慮ください。

[講演] 糖尿病:予防と治療の基礎知識 ~ なぜ怖い? どうしたらよいの? ~

[講師] 千葉大学大学院 医学研究院細胞治療内科学講座 教授 横手幸太郎 先生

午後2時から木管五重奏の演奏があります

